

廃棄物処理手数料の改定について

1 改定理由

平成22年3月に特別区長会で確認された「廃棄物処理手数料の改定ルール」に基づき、廃棄物処理手数料については、令和2年に見直し、令和3年10月の改定予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年10月及び令和4年10月の改定を見送った。

その後、令和4年2月の特別区長会において手数料原価及び手数料改定の方向性が了承され、廃棄物処理手数料の算定を行った結果、廃棄物処理手数料原価と現行手数料との乖離があることから、23区が統一的に廃棄物処理手数料を改定するものである。

2 改定時期

令和5年10月1日

3 今後のスケジュール

令和4年11月 建設委員会報告、改正条例案上程
改定内容周知、関係団体への説明、新券印刷等
令和5年10月 改定手数料施行

4 改定内容

区分	改定手数料	現行手数料
一 一日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	一日平均10kgを超える量 1kgにつき <u>46円</u>	一日平均10kgを超える量 1kgにつき <u>40円</u>
二 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1kgにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、50までごとに <u>43円50銭</u>	1kgにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、50までごとに <u>38円</u>
三 臨時に排出する占有者又は事業者	1kgにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める。	1kgにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2,800円</u> を限度として品目別に規則で定める。

注) 容積換算率は10(リットル)を0.19kgに換算する。

粗大ごみの処理手数料改定について

粗大ごみの 主な品目	廃棄物処理手数料		有料粗大ごみ処理券種別及び 枚数	
	改定額	現行額	改定枚数	現行枚数
電子レンジ ゴルフ用具等	400 円 (10kg まで×46.0=460)	400 円 (10×40.0=400)	A 券 2 枚	A 券 2 枚
プリンター 自転車等	900 円 (20 kg まで×46.0=920)	800 円 (20×40.0=800)	B 券 3 枚	A 券 1 枚 B 券 2 枚
マッサージチェア 鏡台等	1,300 円 (30 kg まで×46.0=1,380)	1,200 円 (30×40.0=1,200)	A 券 2 枚 B 券 3 枚	B 券 4 枚
ダブルベッド オルガン等	2,300 円 (50 kg まで×46.0=2,300)	2,000 円 (50×40.0=2,000)	A 券 1 枚 B 券 7 枚	A 券 1 枚 B 券 6 枚
大型箱物家具等	3,200 円 (70 kg まで×46.0=3,220)	2,800 円 (70×40.0=2,800)	A 券 1 枚 B 券 10 枚	A 券 2 枚 B 券 8 枚

注) 100 円未満は切り捨て

※A 券 1 枚 200 円、B 券 1 枚 300 円

事業系一般廃棄物等の処理手数料改定について

有料ごみ処理券 の種別 (条例第 53 条第 1 項)	廃棄物処理手数料		一組の 枚数
	改定額 @46.00	現行額 @40.00	
	10ℓ当たりの換算値 87 円/10ℓ (@46.0×0.19 kg×10ℓ=87 円)	10ℓ当たりの換算値 76 円/10ℓ (@40.0×0.19 kg×10ℓ=76 円)	
有料ごみ処理券・小 用途 (10 ℓ相当排出用)	870 (1 枚当たり 87 円) (1 枚当たり 11 円引き上げ)	760 (1 枚当たり 76 円)	10 枚
有料ごみ処理券・中 用途 (20 ℓ相当排出用)	1,740 (1 枚当たり 174 円) (1 枚当たり 22 円引き上げ)	1,520 (1 枚当たり 152 円)	10 枚
有料ごみ処理券・大 用途 (45 ℓ相当排出用)	3,910 (1 枚当たり 391 円) (1 枚当たり 49 円引き上げ)	3,420 (1 枚当たり 342 円)	10 枚
有料ごみ処理券・特大 用途 (70 ℓ相当不燃排出用)	3,045 (1 枚当たり 609 円) (1 枚当たり 77 円引き上げ)	2,660 (1 枚当たり 532 円)	5 枚

注) 容積換算率は 1ℓ (リットル) を 0.19 kg に換算する。